

市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針

令和 2 年 4 月 1 日策定

(令和 8 年 7 月 1 日改訂)

福知山市教育委員会

はじめに

福知山市教育委員会では、教職員の長時間勤務の是正に向け、平成 30 年 3 月に京都府教育委員会が策定した「教職員の働き方改革実行計画」並びに令和 2 年 4 月に策定した「福知山市立小学校及び中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（以下「規則」という。）」及び「市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針（以下「方針」という。）」に基づき、各校と連携し、「教職員の働き方改革」の取組を強力に推進してきたところです。

労働法制全体では、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号）により、罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されるとともに、事業者に対する労働時間の把握義務が明確化され、原則として平成 31 年 4 月に施行されました。

公立学校の教育職員に関わっては、同法の趣旨を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）」（昭和 46 年法律第 77 号）が改正され、同法第 7 条第 1 項の規定に基づく指針（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針）（以下「指針」という。）が令和 2 年 1 月に告示されました。

これを受け、京都府においても職員の給与等に関する条例が一部改正され、教職員の勤務時間の管理は各教育委員会の定めによることとなり、市教育委員会では、令和 2 年 4 月に規則及び方針を策定し、上限時間を定めるとともに勤務時間の適切な把握を行い、更なる業務改善に取り組んできました。

しかしながら、教職員の業務が長時間に及ぶ状況は未だ課題となっており、こうした中、国においては、教育の質の向上に向け、学校における働き方改革を一層推進するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号）」を制定するとともに指針を全面改正し、令和 7 年 9 月に告示されたところです。

京都府教育委員会でも、この指針を踏まえ、「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を改訂されたところであり、本市教育委員会においても、令和 8 年 3 月に策定した「福知山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」との整合を図りながら、方針を改訂し、教育職員一人ひとりが心身ともに健康で、その専門性を十分に発揮できる環境整備に取り組み、教職員の働き方改革を一層強力に推進します。

1. 趣旨

市立学校における教職員の働き方改革の実現に向け、給特法第7条第1項の規定に基づく指針及び規則を踏まえ、方針を定める。

2. 方針の対象者

市立学校に勤務する教育職員（給特法第2条に定める教育職員をいう。）

なお、給特法の対象とならない職員については、労働基準法に定める時間外労働の規制が適用される。

3. 勤務時間の上限時間

（1）上限時間の原則

- | | | |
|---|--------------|-------|
| ① | 1か月の時間外在校等時間 | 45時間 |
| ② | 1年間の時間外在校等時間 | 360時間 |

※ 勤務時間とはＩＣカード出退勤記録システムにより把握できる在校時間から、所定の勤務時間外に自らの判断で行う自己研鑽等の時間を除いたものとする。

※ 勤務時間の中に、校外で職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事した時間も含める。

（2）特例的な扱い

上記（1）を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合についても、次の時間を超えないようにすること。

- | | | |
|---|--|---------|
| ① | 1か月の時間外在校等時間 | 100時間未満 |
| | 連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月または6か月）のそれぞれの期間について、各月の時間外在校等時間の平均は80時間 | |
| ② | 1年間の時間外在校等時間 | 720時間 |
| | 1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月は1年間に6か月まで | |

※「臨時的な特別の事情」とは、学校事故等への対応、生徒指導上の重大事案等、児童生徒等に深刻な影響が生じている、または生じるおそれのある場合等の通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に、所定の勤務時間外に勤務せざるを得ない場合を指す。

4. 講ずべき措置

（1）在校等時間の把握

校長は、教育職員の在校等時間について、出退勤管理システムその他 ICT 等の活用により客観的に計測するものとする。

また、校外において職務に従事している時間についても、できるだけ客観的な方法により把握するものとする。

なお、当該記録は、公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、適切に管理及び保存するものとする。

また、福知山市教育委員会は、月ごとに在校等時間を把握する。

(2) 労働法制の遵守並びに健康及び福祉を確保するための措置

福知山市教育委員会及び校長は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、休憩時間や休日の確保等、関係法令を遵守するとともに、在校等時間の著しい超過が継続している者に対し、支援・指導を実施する。

特に、1 か月の時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員については、本人が希望した場合に、医師による面接指導を実施する。

(3) 業務量の適切な管理

福知山市教育委員会及び校長は、教育職員の業務量の適切な管理を図るため、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務ではあるが負担軽減を促進すべき業務の観点から、業務の見直し及び役割分担の適正化に努めるものとする。

(4) 学校における勤務環境の改善

福知山市教育委員会及び校長は、教育職員の在校等時間の縮減及び健康確保のため、外部人材の活用、勤務時間外の電話対応時間の適正化、電話録音機能の活用等、必要な勤務環境改善に取り組むものとする。

5. 福知山市教育委員会の具体的な取組

平成 21 年度	著しい超過勤務の継続する教職員への医師等との面談（随時）
平成 26 年度	市立学校教職員の勤務実態に関する検討会の実施（年間 2 ～ 3 回）
平成 28 年度	市立学校統一的な夏季休業期間中の業務休止日の設定
平成 30 年度	・「教職員の早退勤デー（週 1 日）」「ノー部活デー（毎週土日 1 日を含む週 2 日以上部活動休止日を設定）」を本格実施 ・福知山市立中学校に係る部活動指導の方針 策定 ・IC カードによる学校教職員出退勤時刻記録システムを導入
令和元年度	市立学校統一的な冬季休業期間中の業務休止日の設定
令和 2 年度	・電話対応の時間帯設定の本格実施 ・校務支援システムの導入
令和 4 年度	・部活動指導員の配置開始 ・業務終了後の電話対応の転送メッセージ導入
令和 5 年度	・給食費の公会計化 ・部活動の地域移行実証事業開始
令和 6 年度	教職員の働き方改革スーパーバイザー委嘱

- 令和7年度
- ・市教育委員会訪問時の湯茶提供の廃止
 - ・夏季休業、冬季休業期間中の業務休止日の拡大

6. 留意事項

勤務時間の上限時間の遵守が形式的なものとなり、真に必要な教育活動がおろそかになったり、実際より短い虚偽の時間を記録するようなことはあってはならない。